

再配達削減推進広報業務委託仕様書

1 委託業務名

再配達削減推進広報業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務

以下の業務を行うこととし、詳細については県と協議すること。

また、定めのない事項については、県と十分な協議を行い決定すること。

(1) 広告動画制作及び動画サイト（YouTube）のインストリーム広告配信

①広告動画制作

- ・宅配便の再配達削減の重要性について県民の理解を深め、荷物を1回で受け取るよう行動変容を促す内容とする。
- ・15秒の広告動画を次のA及びBに示す内容で各1本ずつ制作すること。
 - A 宅配ボックスを利用した置き配やコンビニ等での受け取りなど、荷物を1回で受け取ることを呼びかける内容とする。
 - B 荷物を1回で受け取ることの必要性とともに宅配ボックスの活用促進と購入費用の補助制度を周知する内容とする。
- ・広告動画はアニメーション動画とし、セリフやナレーションの挿入とそれに対応した字幕を付すること。
- ・動画の完成前に複数回、県と内容確認及び修正等校正の機会を設けること。

②動画サイト（YouTube）のインストリーム広告出稿

- ・①において制作した広告動画Bを動画サイト（YouTube）のインストリーム広告へ出稿する。
- ・配信の対象地域は山梨県内とし、日中不在が多く再配達が多いとされる10代から50代を対象に配信すること。
- ・配信期間は、概ね令和6年9月中旬から令和7年3月中旬までとする。

(2) デジタルサイネージでの放映

- ・(1) ①で制作した広告動画Bを、幅広い年齢層の多くの県民の目に触れる山梨県内に設置されたデジタルサイネージで放映する。
- ・放映期間は、概ね令和6年9月中旬から令和7年3月中旬までの最低90日間とする。
- ・放映場所及び放映スケジュールや回数は提案による。

(3) 宅配ボックス購入費補助制度の周知チラシ作成

- ・県が創設した宅配ボックスの購入費補助制度を周知するためのチラシを作成すること。
- ・チラシは提案内容をもとに、県の確認を受け必要な修正等を行った上で作成すること。

- ・チラシはA4版カラー両面で20,000枚印刷し、令和6年9月27日（金）までに山梨県県民生活部県民生活安全課に納品すること。

【チラシに掲載する内容】

- ・再配達を削減するために置き配を利用しましょう
- ・宅配ボックスの購入費用を補助します
- ・詳細は市町村にお問い合わせください

（補助制度イメージ）



4 成果物の納入

速やかに次の成果物を提出すること。

(1) 成果物

- ① 広告動画（A及びB）のデータを収めた電子媒体（DVD-ROM等） 1部
- ② 周知チラシ 20,000枚
- ③ 周知チラシの原稿データを収めた電子媒体（DVD-ROM等） 1部
- ④ 業務完了報告書 紙媒体 1部
- ⑤ 実績報告書（配信期間中の年齢ごとの動画表示及び再生回数等） 紙媒体 1部

(2) 納入期限

- ① 令和6年9月20日（金）
- ②③ 令和6年9月27日（金）
- ④⑤ 令和7年3月31日（月）

5 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用

本業務の履行に伴うすべての成果物の所有権、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとし、県は、県が主催する各種イベントや出前講座等で放映する場合や県が管理する施設内、学校など教育機関、公共性が高いと判断される場所での放映、ウェブサイト等に随時使用、加工、複製できるものとする。

(2) その他

- ① 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打ち合わせを行うなど、県との緊密な連携のもと迅速かつ効果的、効率的な遂行を心がけること。
- ② 本業務の詳細については県と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告すること。

- ③本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。なお、仕様書に明示の無い事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- ④委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。